経済情報コンダクタ

TOKAI ZAIKAI

Monthly Report



鉄塔として初の国重要文化財に指定 困難を乗り越えて誕生した名古屋

板倉惠三子

歌手人生の集大成 目作オリジナル作品出版記念CDを発売

有任4カ月「名古屋に親近感」 楊 嫻

中部地域への投資を推進

いうなる温泉

岸町首編にとって腰2023年の政局展 23年廳 でもなる口口

6000時間 かけカラクリを追究

295時間中5時間だけ開示の国攻防続くウィシュマさん死亡裁判

大澤和宏



康 す

2023 (毎月25日発行)

中日本興業社長 電部 徹氏

崎 などあ 続 や 岡 々 片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡 信恒(かたおか のぶつね) 昭和55年片岡法律事務所を設立。40年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。 <片岡法律事務所>名古屋市中区丸の内2丁目19番25号MS桜通7、8階 ☎052−231−1706

再婚に際し夫婦財産契約とは?

【質問】私は52歳で、妻とは死別し子供は26歳と23歳です。今度、ある女性(48歳)と再婚することになり、その相手にも成人した2人の子供がいます。私は会社を経営し、年収は400万円で自宅以外に多額の預貯金があり、再婚相手もマンションを所有し、預貯金を相当持っています。ある方から、夫婦財産契約を結ぶことを勧められました。この契約について教えてください。

【回答】民法755条では、「夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかったときは、その財産関係は、次款に定めるところによる」として、契約財産制を選択しなかったら、自動的に法定財産制となり、婚姻費用の負担義務、日常家事債務の連帯責任が生じ、帰属不明の財産について、共有財産と推定されます。

そこでお尋ねの「夫婦財産契約」です。あまり知られていない制度で、私の46年の弁護士経験でも知人の社長が再婚に際しこの契約をしたときに関与した一例があるだけです。しかし、近時、財産のある高い年齢の方や、再婚する方で、この契約を利用されている方が増えているようです。

本件では、離婚や相続で再婚相手に親の財産が行ってしまうことを子どもが心配するとか、自分の資産は自分の子供に多く財産を残したい、と考える方が多いと思います。こうした要望は夫婦財産契約によって相当程度解決できます。

まず、夫婦財産契約で定める基本的内容は次の通りです。①夫婦財産の所有関係について、婚姻前・婚姻後に取得する財産が、どちらに帰属し、あるいは共有となるのか。②管理処分権の帰属について、夫婦の財産の管理処分権がいずれに帰属し、あるいは夫婦共同で行使するのか。③債務負担に関して、婚姻前・婚姻後の債務は、単独で負担するのか、共同で負担するのか。④婚姻解消時に財産を、どのように清算するのか。

通常、離婚時に問題になるのは、共有財産か特有財産かという点です。例えば、一方が経営する会社の株式、会社への貸付金等、事業に関する財産は特有財産としておき、離婚後の財産分与からも除外することが考えられます。開業医や、優良会社で株価が高い会社の経営者の場合、特に検討する価値があります。

その他、財産分与割合についても、利用を検討すべきです。本来、財産分与割合は2分の1ですが、婚姻後短期間で離婚する場合、不貞行為により離婚する場合などに、この割合を修正することが考えられるべきでしょう。

また、開業医や、経営能力・才能が高い経営 者などのような高額所得者の場合には、基本割 合自体を変更しておくことも考えられます。こ のような場合、最近の裁判所も必ずしも半分ず つに分けない審判例もありますが、契約により 明確にしておいた方がよいでしょう。ただ、ど のような決め方をすれば有効になるかは、かな り検討を要し、裁判所の判断の集積を待たなけ ればならないでしょう。